

案内用図記号等のJIS改正について

平成29年2月

産業技術環境局

国際標準課

- 1 . 案内用図記号のJIS改正について**
- 2 . 災害種別避難誘導標識システムの国際提案について**
- 3 . 洗濯表示に関するJIS改正について**

1. 案内用図記号のJIS改正について

- < 目的 > 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に、東京のみならず日本各地の外国人観光客の増加が見込まれます。そこで、言葉によらない目で見るだけで案内を可能にする案内用図記号（ピクトグラム）のJISを、日本人だけでなく外国人観光客にも、より分かりやすい内容に改正する。
- < 概要 > このため、新規図記号の追加（約20種類）について審議中。また、国際規格との整合化の観点から既存のJIS図記号（90種類）の見直しを行い、7種類の図記号の変更案を取り纏めた。

1. 審議の内容 大きくわけて以下の2点。

新たな図記号の追加

- 現在JISでは、約140種類の図記号が規定されているが、他にも実際に私たちの日常の生活環境で使われている図記号が多くある。今回は、年々増加する外国人観光客等に特に必要と思われる新しい図記号の追加（約20種類）について審議中（ 1 ）。
（例：無線LAN、海外発行カード対応ATM、人工肛門用トイレ(オストメイト)など）

（ 1 ） 追加検討している図記号案（例）

イメージ図



無線LAN



海外発行カード対応ATM



オストメイト

1. 案内用図記号のJIS改正について（続き）

国際規格（ISO）との整合化（既存のJIS図記号の見直し）

- 日本人1,000人、及び外国人（6カ国）約1,000人に対して「JIS図記号」と「ISO図記号」のどちらが理解できるのかなど、アンケート調査を実施。アンケート調査結果などにに基づき7種類の図記号（駐車場、手荷物受取所、救護所、乳幼児用設備（ベビーケアルーム）、乗り継ぎ（飛行場）、案内所、温泉）の変更案を取り纏めた。（ 2 ）。
- 更に東京都から提案のあった「ヘルプマーク」についてJISとして追加。（ 3 ）
ヘルプマーク：援助や配慮を必要としている方が、身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる表示。

（ 2 ） 改正予定の図記号案（例）



温泉（選択制）



日本人：62.9%
外国人：29.0%

日本人：37.1%
外国人：71.0%

アンケート調査の結果、日本人と外国人とで評価が分かれた図記号

（ 3 ）ヘルプマーク



2. 今後の予定

- 7種類の図記号の変更案については、パブリックコメントを実施中。その結果などについて審議を行い、本年7月にJIS改正予定。

参考URL：60秒解説「温泉マークは選択制へ。ご意見も募集中です」 <http://www.meti.go.jp/main/60sec/2017/20170203001.html>

ニュースリリース <http://www.meti.go.jp/press/2016/02/20170201001/20170201001.html>

2 . 災害種別避難誘導標識システムの国際提案について

- 大勢の内外の来訪者が見込まれる中、災害が発生しても安全な場所へ素早く避難できることが重要。
- 災害種別ごとの避難場所の方角・距離など、標識に記載する情報に関するルールを定めたJIS Z 9098（災害種別避難誘導標識システム）を平成28年3月22日に公示。
- 平成28年3月23日に内閣府及び総務省消防庁連名で各都道府県宛てに事務連絡にて周知を実施。

【土石流避難誘導標識システムの例】



【平成28年3月23日付 内閣府 及び 総務省消防庁連名の各都道府県防災部局宛て 事務連絡】

The screenshot shows a government notice (事務連絡) dated March 23, 2016, from the Prime Minister's Office and the Fire and Disaster Management Agency. It details the implementation of the disaster-specific evacuation guidance sign system (災害種別避難誘導標識システム) for landslides, earthquakes, and fires. The notice includes a table of signs and their corresponding JIS Z 9098 codes.

災害種別	災害種別一般記号	災害種別一般記号	避難場所一般記号	避難場所一般記号
土石流	JIS Z 9098 A-1.1	-	JIS Z 9098 A-1.2	JIS Z 9098 A-1.3
地震	JIS Z 9098 A-2.1	JIS Z 9098 A-2.2	JIS Z 9098 A-2.3	JIS Z 9098 A-2.4
火災	JIS Z 9098 A-3.1	JIS Z 9098 A-3.2	JIS Z 9098 A-3.3	JIS Z 9098 A-3.4

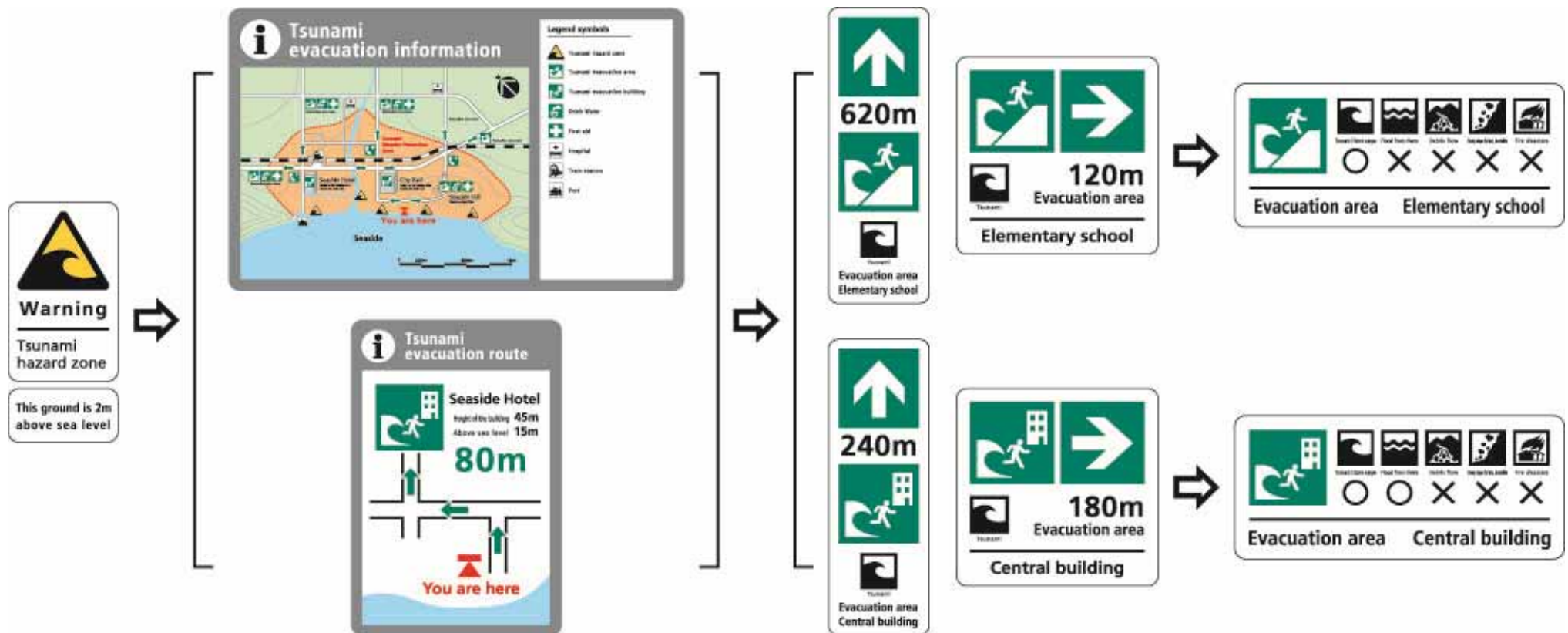
The notice also includes a section on the design of the signs, such as the use of green for evacuation routes and red for warning signs. It mentions that the system is designed to be easily understood by both domestic and foreign visitors.



2. 災害種別避難誘導標識システムの国際提案について（続き）

- 平成28年10月には、海外にも広く普及させるべく、ISO/TC145/SC2（安全標識等の図記号）へ国際提案を実施。
- JIS Z 9098に加え、JISZ9097（津波避難誘導システム）も含めた内容で国際提案中。

【国際提案中の災害種別避難誘導標識システム（一部抜粋）】



3. 洗濯表示に関するJIS改正について

改正概要

■2016年12月から、家庭用品品質表示法（ ）に基づく繊維製品の洗濯表示を、従来のJIS L0217から国際標準のISO3758と同じ記号を用いた新しいJIS L0001になったものに変更。

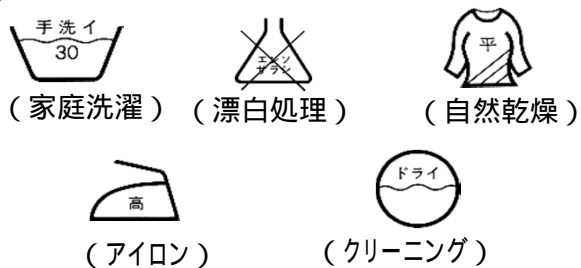
() 消費者庁ニュースリリース

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/pdf/laundry_symbols_161104_0001.pdf

期待できる効果

- 消費者にとって：今まで無かったタンブル乾燥の記号などが追加され、家庭での手入れがより適切に行えるようになる。海外で買った服を迷わずに洗えるようになる。
- メーカーにとって：記号と合わせて試験方法のJISもISOと整合したため、輸出入の際、試験を重複して実施する必要がなくなる。

従来の記号の例 (JIS L0217)

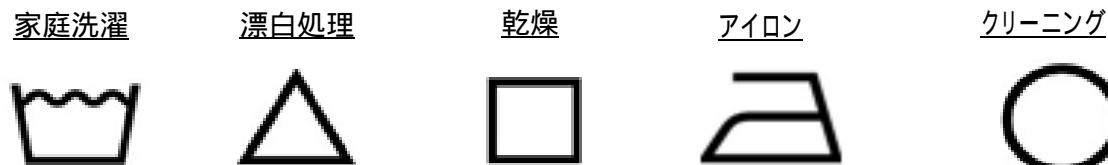


新しい記号の例 (JIS L0001)

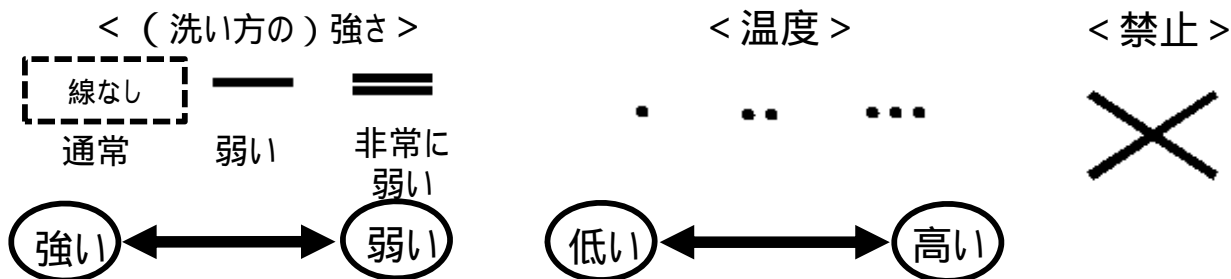


新しい洗濯表示は、5つの基本記号と付加記号及び数字で意味を表示

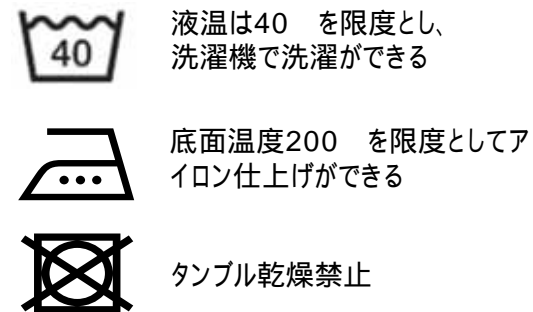
基本記号



付加記号



具体的な記号の例



洗濯表示の広報ツールについて

簡単に60秒で解説

ポスター（A2）

60秒解説「50年ぶりに新しくなる洗濯表示」（経産省HP）

<http://www.meti.go.jp/main/60sec/2016/20160804001.html>

簡単な覚え方



・リーフレット（A4）

・動画（YouTube）

「新しい洗濯表示～これさえ覚えれば大丈夫！～」

<https://www.youtube.com/watch?v=a0ArxhauvYw&feature=youtu.be>

早見表（はがきサイズ）



スマートフォン用アプリ（iPhone、Android対応）

開発：株式会社 博報堂

監修：経済産業省



画面上でマークを選択すると、洗濯方法を判定するアプリ

リーフレット、早見表、ポスターのご希望はこちらまで

経済産業省 国際標準課
03 - 3501 - 9277

事務連絡

平成28年3月23日

各都道府県防災部局 御中

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)
総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について

日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、平成25年災害対策基本法改正により定められた「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」(以下「避難場所等」という。)については、全国的に標準化された図記号が用いられることが望ましく、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への対応が必要なことから、内閣府、消防庁を共同議長とした関係府省庁等による連絡会議を平成26年7月に設置し、避難場所等のピクトグラムの整備について検討を行い、避難場所等のピクトグラムの標準化の方針を定め、これまで新たな図記号の検討をしてきました。

このたび、日本工業規格(以下「JIS」という。)において、案内用図記号(JIS Z8210)の追補6「災害種別一般図記号(以下「災害種別図記号」という。)」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム(以下「標識システム」という。)(JIS Z9098)」が平成28年3月22日付で制定・改正され、公示されました。

ついては、都道府県等におかれましては、

- ① 本通知について、市区町村や関係機関への周知を図ること。
- ② 避難場所等の案内板等の整備及び更新の際は、災害種別図記号を使い、標識システムの表示方法に倣い、表示すること。
- ③ 表示の整備にあたり、以下のⅡ.の点に留意の上、整備すること。
- ④ 避難場所等の標準表示方法の周知・普及を図ること。

に努めていただくようお願いします。

I:避難場所等の標準図記号について

1. JISで規定された避難場所等に関する災害種別図記号

- ① 5つの災害種類の図記号をJISで規定。
「案内用図記号(JIS Z8210)改正(追補6「災害種別一般図記号」)を追加
- (1)洪水及び内水氾濫(※)
- (2)崖崩れ、地滑り(※)
- (3)土石流(※)

(4)高潮(※)


(5)大規模な火事








(※) 災害対策基本法第49条の4第1項に基づき、指定緊急避難場所は異常な現象の種類(i 洪水、ii 崖崩れ、土石流及び地滑り、iii 高潮、iv 地震、v 津波、vi 大規模な火事、vii 内水氾濫、viii 火山)ごとに指定。

今回の災害種別図記号の制定にあたり

- ・「洪水」と「内水氾濫」は、避難方法が類似であるため共通化
- ・「崖崩れ、地滑り」と「土石流」は事象が異なるため分けて制定
- ・「高潮」は既にある「津波」と避難方法が類似であるため共通化
- ・「地震」は、起きる事象(例「津波」、「大規模な火事」など)でカバー
- ・「津波」は、既に避難場所図記号が整備されていることから、これを引き続き利用。
- ・「火山」は、シェルターなどに避難するため、それらの周知を図るとして整理。

災害種別避難誘導標識システムで使用する図記号一覧

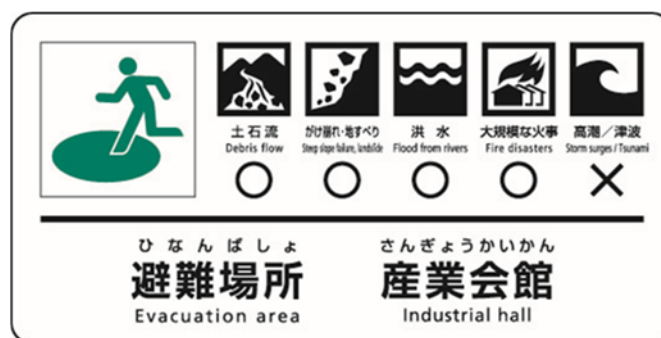
災害種別	図記号				避難誘導標識システム
	災害種別一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号	
洪水	 JIS Z 8210-6.5.1	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 A
内水氾濫			附属書 B		
高潮	 JIS Z 8210-6.5.3	 JIS Z 8210-6.3.9	 JIS Z 8210-6.1.6	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 C ^{e)}
津波 ^{a)}			 JIS Z 8210-6.1.7		JIS Z 9097
土石流	 JIS Z 8210-6.5.2	 JIS Z 8210-6.3.10	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 D

崖崩れ・ 地滑り	 JIS Z 8210-6.5.4	 JIS Z 8210-6.3.11	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 E
大規模な火事	 JIS Z 8210-6.5.5	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 F
<p>注 a) 津波の避難誘導標識システムについては、JIS Z 9097 を参照する。 b) 必要に応じて JIS Z 9097 に用いてもよい。 c) 高潮の標識避難誘導システムは、JIS Z 9097 に規定する津波の避難誘導標識システムを基とする。</p>					

※「津波避難場所」「津波避難ビル」として指定されている避難場所が、津波以外の災害の避難場所である場合は、津波の危険性を考慮し「津波避難場所」「津波避難ビル」の図記号を優先して使用する。なお、「避難場所の図記号」「津波避難場所または津波避難ビルの図記号」について、併記することもできる。

- ② 避難場所がどの災害に対応しているかの表示方法として「避難場所」の図記号と「災害種類図記号」を併記や、避難場所までの避難誘導を含めた表示方法である「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)」を制定

＜標識システム記載例＞



＜参考：上記JISの検索方法＞

JISは、日本工業標準調査会ホームページ「JIS検索」で閲覧することができる。
 文書によるものは日本規格協会販売される。

また、災害種別図記号のデザイン等は、今後内閣府防災情報のホームページにて掲載を予定(平成28年度初めを目途)。

2. 従来からある図記号の扱いについて

JISにおいて、既に図記号が制定されている以下の

「避難場所(JIS Z8210-6.1.4)」

「津波避難場所(JIS Z8210-6.1.6)」

「津波避難ビル(JIS Z8210-6.1.7)」

は、引き続きこれらを活用する。

避難所についても「避難所(JIS Z8210-6.1.5)」の図記号を引き続き活用する。



Ⅱ: 表示整備等にあたっての留意点

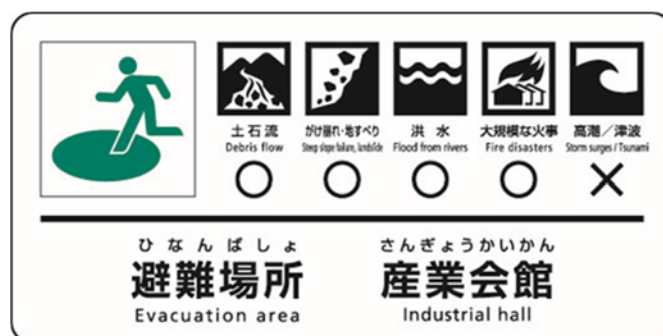
1. 表示方法について

標識表示にあたっては、今回制定された「標識システムJIS Z9098」の記載例を参考に、設置すること。特に、避難場所がどの災害に適しているか、又は適していないかを表示すること。

図記号の図案については、省略をすることなくそのまま活用すること。色使いなどもJISの規格に従うこと。(詳細はJIS Z8210を参照)

外国語表記については、標識システムの記載例を参考とするとともに、災害種別の英訳は、JIS Z8210の各図記号の表示事項の英訳を利用すること。

< 標識システム記載例 >



＜標識システム記載例：避難場所（津波避難ビル）と避難所を兼ねている場合＞



＜上記記載例についての解説＞

この地域は、津波による被害が想定されており、この小学校は津波避難ビルとして指定されている。また、津波以外の災害の避難場所と避難所を兼ねている。この地域では、「洪水、内水氾濫、津波、大規模な火事、土石流、がけ崩れ・地すべり」が想定されており、そのうち「洪水、内水氾濫、津波、大規模な火事」の避難場所として適しているが、「土石流、がけ崩れ・地すべり」には適していないことを示している。

2. 設置にあたっての留意点

標識の設置にあたっては、「標識システムJIS Z9098附属書I」の留意事項にある

- ① 当該表示が目立つように設置すること
- ② 標識がよく見え判読できるよう配慮すること。積雪地帯の場合、積雪時に判読できるように、例えば標識の高さなどを考慮すること
- ③ 誘導標識を設置する場合は、適切な間隔で途切れることなく設置していくこと
- ④ 標識の部材等は、設置環境に適合させることを念頭において選定することなどに留意して設置に努めること。

3. 夜間視認性の確保

災害が夜間に発生した場合、避難誘導表示に係る暗闇対策が必要であることから、「標識システムJIS Z9098附属書H」を参考に

- ① ソーラー電源機能など
- ② 蓄光機能
- ③ 再帰性反射機能 など

を備えたもので標識整備に努めること。なお、蓄光材料及び再帰性反射材料の性能及び試験方法についてはJIS Z9098附属書H等に記載されているので、それらを参考にすること。

4. 地震を起因にして発生した災害への対応

「地震」は、通常災害発生後に避難するケースが多く、その後、地震に起因して発生する津波、大規模な火事、地滑り・崖崩れなどを想定した避難が必要であることから、災害種別図記号に「地震」に関する図記号を設けていない。

他方で、地震の揺れの後に地震に起因して発生する災害を想定して、当該災害に対応した避難場所へ避難誘導させる必要がある。

このため、市民向けの周知にあたっては、地震に起因した災害が発生するおそれがあることを認識させるため、平常時から住民等に避難行動への理解に努めるよう、地方公共団体側から適切な情報提供を行うとともに、市民への教育（たとえば小・中学校、高等学校など児童・生徒など）・訓練に努めることが必要である。

Ⅲ. 地方公共団体における災害種別図記号による表示方法の周知・普及活動の推進

避難場所については、災害の種類毎に異なることについて一般市民の理解促進が重要である。また、その避難場所がどの災害に対応しているか一目でわかる災害種別図記号が作成され、全国統一的に運用されることから、一般市民がこの図記号について知り、正しく理解することが必要である。

については、地方公共団体においては、災害種別図記号などに基づく案内板等の整備を進めるとともに、一般市民向けに避難場所は災害の種類により異なること、それを区別する災害種別図記号の周知・普及活動に努めること。

なお、国においても災害時における適切な避難行動について示していくとともに、避難場所が災害種別ごとに設置されていること、それらを一目で判別するための災害種別図記号を規定したことについて、周知・普及活動を実施する。

IV. 関係府省庁等による取組

1. 地方公共団体の表示整備支援

○災害種別一般図記号による表示整備に限定

制度名称	制度の概要	所管省庁
特別交付税措置	<p>■項目：緊急防災・減災事業</p> <p>■対象経費： 災害種別一般図記号による避難標識、海拔表示板等の整備（非適債経費に限る）</p> <p>■措置率70%</p> <p>（参考）特別交付税に関する省令 東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（国の補助金又は交付金を受けて施行する事業に係る額にあつては〇・八）を乗じて得た額</p>	総務省 消防庁

このほかに以下のような取組を実施していく。

- ・既存予算措置等においては、災害種別図記号による案内板等の整備を対象とする。
- ・関係省庁においては、整備に活用可能な既存予算措置等について積極的に周知を行う。
- ・関係省庁が案内板等を整備する際、市区町村等から申し出があった場合には、災害種別図記号の併記に努める。
- ・関係省庁等は、市区町村等から災害種別図記号による案内板等の設置に係る道路占用許可の申請があった場合に、当該物件が道路法令上の基準に適合し、道路管理上の支障がない等の場合においては、適切に許可するよう努める。
- ・関係省庁等は、市区町村等から災害種別図記号による案内板等の補助揭示の申し出があった場合には、視認性を阻害することや、効用を妨げる等の支障が生じない限り揭示をさせるよう努める。

2. 関係府省庁における表示整備の取組

(1) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた対応

避難場所表示の標準化の取組については、災害対策基本法改正に伴う対応だけでなく、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催により外国人旅行客向けの多言語対応の一環として取り組んでいる。

このため、東京都は都内区市町村に対し、当該事務連絡の内容の周知・普及啓発を行う。また、内閣官房との共同座長のもと、国の関係行政機関、関係地方公共団体、

政府関係機関、民間団体及び企業など62の機関・団体から構成される「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」においても周知に努めるとともに、取組事例を紹介するなど、普及拡大を図る。

(2) 災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)のISOへの提案

経済産業省では、今回制定した災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)をISOに提案(平成28年5月頃を予定)し、将来的には、国際的な避難誘導システムとして定着させていく。

3. 国等における周知・普及活動

内閣府防災担当は、災害時の避難行動について周知を図るため、今後、内閣府防災情報ホームページにおいてパンフレットを掲載し、一般市民向けに周知を図る。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会などを控えていること、定住外国人対応などもあることから、訪日や定住外国人への周知を実施していくことが必要であることから、今後、関係省庁と連携して周知を図る。

経済産業省では、

- ① JIS Z9098災害種別避難誘導標識システム制定及びJIS Z8219 追補6改正(災害種別図記号の追加)に関して平成28年3月22日にプレスレクを実施。
- ② JIS原案作成関係者による、標識製造者、自治体等への説明会を開催し、適切な表示方法などの周知を図る。
- ③ 災害種別図記号や記載例等を「国や地方自治体等の公共機関」による文書・冊子・パンフレット等への引用など周知活動に利用できるよう、災害種別図記号、記載例等のダウンロード用素材、説明会用ガイドブックを内閣府防災情報ホームページから容易に入手可能となるよう提供する。
- ④ 関係省庁が自治体等への説明会を実施する場合に、JIS原案作成関係者を講師として派遣する。

4. 簡易な貼り替え方法等について

災害種別図記号を使用した案内板等の整備には費用がかかることから、既に設置されている表示板の貼り替えや簡易な表示方法について、別添の方法を参考にしていきたい。

<案内板表示に係る技術的な問い合わせ先>

一般社団法人日本標識工業会

電話:03-3982-2661

携帯:090-5557-5380

E-mail:y.nakano@signs-nsa.jp

※当該資料は、災害種別図記号等のJIS原案の作成に携わった
一般社団法人日本標識工業会等の助言に基づき作成しています。

別 添

既に設置している表示板等の板面をシールで貼り替える方法

1. 既存表示板(設置から2～3年程度※)の貼り替え

既に設置している表示板等の板面(表示面)については、設置後2～3年程度の場合は、以下のような方法で粘着シートを使って貼り替えることができる。

○表示内容粘着シートやラミネートフィルムは、屋外耐候性※の有する材料を選定すること

※屋外耐候性は、材質証明をしているもの。10年程度持つ材料もある。

○材料は、一般的に再帰性反射シート、屋外用蓄光材や白塩ビシートなどがある

○設置後数年程度であっても表示面に粉吹きやひび割れ等の劣化がある場合は、以下の方法での貼り替え方法を検討する。

2. 既存表示板(設置から4年以上経過)の貼り替え

設置後4年以上経過しているものや、表示板が切り文字による表示の場合は、以下の方法で貼り替えることができる。

○低発泡塩ビ板(板厚1～3mm程度)を表示面に貼り付ける。
既存表示板への貼り付けは、屋外用接着剤と屋外用両面テープの併用接着が可能。

○この方法は、熟練した技術のない者でも容易に貼り替え作業が可能。

耐候性があり、低コストで表示板等が作成できる方法

1. 耐候性があり低コストな表示板の台板

○アルミ複合材

発泡樹脂を薄いアルミシートでサンドイッチしたもので、軽量、安価で、屋外耐候性のある材料。コンクリートに取り付け可能。

○低発泡塩ビ板

軽量、安価、屋外耐候性※のある材料、フレキシブルな部材であり人が衝突しても安全である。

※材質証明をしているものは、一般的に10年程度もつ。

2. 電柱等の広告看板による設置

電柱や電信柱の広告看板による設置も可能。

広告看板での設置の場合、亜鉛めっき鋼板(耐用年数5年程度)を使用。設置・管理コストも安価。

※右写真の広告サイズは

面板サイズ W330mm × H400mm

蓄光 W270mm × H360mm



3. 既存表示板への表示追加

右写真のような方法で既存表示板の支柱(ポール)に貼り付ける方法。部材はウレタン樹脂であれば柔軟性があるため衝突安全性が高い。

ウレタン樹脂は、屋外設置の場合、加水分解がおきやすいため、NETISに登録されている製品を参考とすることが望ましい。

※右写真は災害種別の適不適を補助表示として活用した例。



支持体の裏の両面テープで貼り付けるタイプ



平成28年11月4日

家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程の改正について

—衣類等の洗濯表示（取扱い表示）が変わります—

衣類等の繊維製品の洗濯表示に関して、家庭用品品質表示法（※）に基づく繊維製品品質表示規程が改正され、本年12月1日から施行されます。

※家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように制定された法律です。繊維製品に関する表示すべき事項及び表示方法は、同法に基づいて定められた、繊維製品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第558号）において規定されています。

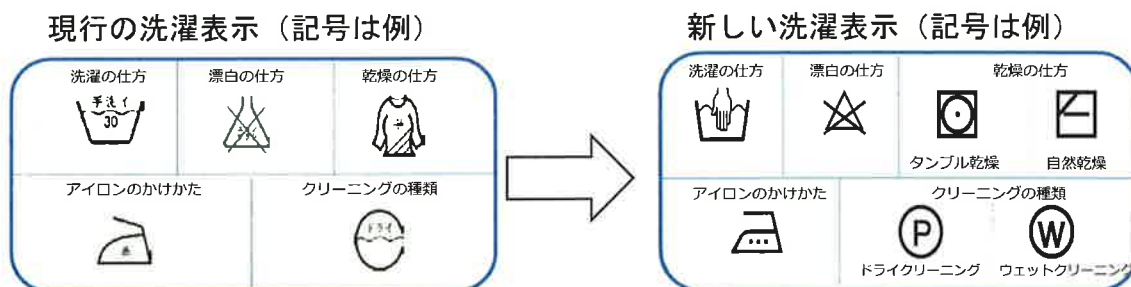
1 概要

平成28年12月1日から、衣類等の繊維製品の洗濯表示が新しいJIS L 0001（以下「新JIS」という。）に規定する記号に変更されます（記号の詳細は別紙のとおり）。

新しい洗濯表示では、ドラム式洗濯乾燥機等による「タンブル乾燥」、色柄物の衣料品等の漂白に適している「酸素系漂白剤」など新しい洗濯記号が追加されたり、適用温度がこれまでよりも細かく設定されたりすることなどにより、洗濯記号の種類が22種類から41種類に増えます。これにより、繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されるようになり、洗濯によって衣類等が縮む又は色落ちするなどの洗濯トラブルの減少が期待できます。

また、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した衣類等の繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになると考えられます。

このように、新しい洗濯表示に変わることによって、一般消費者の利便性の向上が期待できます。



2 改正の経緯

- 日本が加盟しているWTO（世界貿易機関）のTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）では、国際規格に準拠した国内での対応が求められています。
- しかしながら、欧米には洗濯物を自然乾燥させるという習慣がなかったため、国際規格（ISO 3758）には自然乾燥を示す記号が存在していませんでした。
- このため、日本は平成17年から自然乾燥を示す記号を加えるように改正提案を行い、平成24年4月に国際規格が改正されました。
- これを受けて、改正された国際規格に整合した日本工業規格（JIS L 0001）が平成26年10月に制定されたことに伴い、平成27年3月に日本の国内規格である繊維製品品質表示規程を改正しました。

3 施行日

平成28年12月1日

（施行日前は現行JISの表示を行い、施行日以降に新JISの表示を行います。）

4 経過措置

平成28年11月30日までに現行の洗濯表示を行った衣類等の繊維製品は、平成28年12月以降もそのままの表示で販売されていますので、当面の間、店頭において、新しい洗濯表示が付された製品と現行の洗濯表示が付された製品が混在することがあります。

【本件に対する問合せ先】

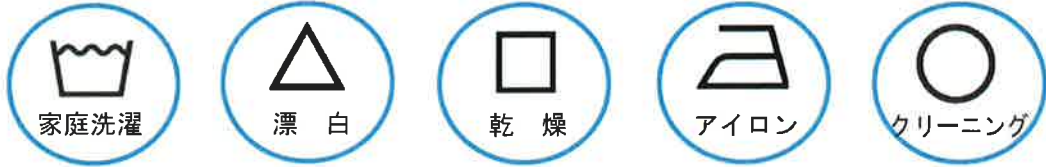
消費者庁表示対策課 担当者：林、橋本

電話：03-3507-9233（直通）

新しい「洗濯表示」のポイント

① 「基本記号」と、「付加記号」や「数字」の組合せで構成されます。

● 5つの基本記号



*上記の順に表示されます。

● 付加記号と数字 文字ではなく、記号と数字で強さや温度、禁止を表します。

〈強さ〉基本記号の下に付加

〈温度〉基本記号の中に付加

〈禁止〉

<p>線なし 通常の強さ</p> <p>— 弱い</p> <p>== 非常に弱い</p> <p>「線(—)」が増えるほど作用は弱くなります。</p> <p>【例】</p>	<p>〈記号〉</p> <p>「●」 「●●」 「●●●」</p> <p>低 → 高</p> <p>タンブル乾燥やアイロンの温度は「点(●)」で表します。数が増えるほど温度は高くなります。</p> <p>【例】</p>	<p>〈数字〉</p> <p>【例】</p> <p>数字は家庭洗濯での洗濯液の上限度温度です。</p> <p>【例】</p>	<p>✕</p> <p>基本記号と組み合わせて、禁止を表します。</p> <p>【例】</p>
---	---	--	---

- ② 記号の種類が22種類から41種類に増え、より細かな表示に変わります。
- ③ 記号だけでは伝えられない情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載されます。(付記用語)
(例: 「洗濯ネット使用」「中性洗剤使用」「あて布使用」等)

④ 表示は、家庭洗濯、漂白、乾燥、アイロン等の処理の上限を表しています。記号が示す強さか、それより弱い範囲内で洗濯等をしてください。

【表示例】 「指示(推奨)表示」 「40℃で洗濯がよい」という指示を提供

→ 「上限表示」 「40℃以下ならば損傷を起さない」という情報を提供

⑤ 家庭での乾燥の記号に、「タンブル乾燥」の記号が新たに加わります。

タンブル乾燥機とは、機械の中で洗濯物を回転させながら温風で乾燥する衣類乾燥機です。日本の家庭では、洗乾一体型洗濯機や回転式衣類乾燥機などがこれに相当します。

【表示例】

⑥ 商業クリーニングの記号に、「ウエットクリーニング」の記号が新たに加わります。

ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げによる洗濯です。 【表示例】

⑦ 家庭での漂白の記号に、「酸素系漂白剤」の記号が追加されます。

酸素系漂白剤は、色柄物にも使える漂白剤です。パッケージには「酸素系漂白剤」や「色柄物にも」などと書かれています。ただし、粉末タイプのは、毛や絹には使用できません。

【表示例】

新しい「洗濯表示」の記号と意味

旧洗濯表示の記号 JIS L 0217 より抜粋	新しい「洗濯表示」の記号 (付加記号を含む) JIS L 0001 より抜粋
<p>家庭洗濯の記号</p>	<p>家庭洗濯の記号</p> <p>家庭洗濯 (洗濯機洗い) ができます。 記号の中の「数字」は洗濯液の上限温度です。 「-」は「線なし」よりも、弱く、 「=」は更に弱い洗濯機での洗い方です。</p> <p>「手洗い」をします。 洗濯液の上限温度は 40℃です。</p> <p>家庭での洗濯は できません。</p>
<p>漂白の記号</p>	<p>漂白の記号</p> <p>NEW (酸素系漂白剤の記号が追加されました。)</p> <p>塩素系漂白剤や 酸素系漂白剤で 漂白ができます。</p> <p>酸素系漂白剤 のみが使え ます。</p> <p>漂白剤は 使えません。</p>
<p>自然乾燥の記号</p>	<p>自然乾燥の記号</p> <p>NEW (ぬれ干しの記号が追加されました。)</p> <p>つり干し 平干し ぬれ つり干し ぬれ 平干し</p> <p>日陰の つり干し 日陰の 平干し 日陰のぬれ つり干し 日陰のぬれ 平干し</p> <p>※ぬれ干し (「 」「=」) は脱水せず (絞らず) に干します。</p> <p>NEW タンブル乾燥の記号</p> <p>家庭でタンブル乾燥ができます。 「点 (・)」は乾燥温度を表します。 「・・」はヒーターを「強」などに設定します。 「・」はヒーターを「弱」などに設定します。</p> <p>タンブル乾燥はできません。</p>
<p>アイロン仕上げの記号</p>	<p>アイロン仕上げの記号</p> <p>アイロンを掛けることができます。 「点 (・)」はアイロンの底面温度 の上限を表します。</p> <p>「…」は 200℃ (高温) まで 「・・」は 150℃ (中温) まで 「・」は 110℃ (低温) まで</p> <p>アイロンは 掛けられません。</p>
<p>ドライクリーニングの記号</p>	<p>ドライクリーニングの記号</p> <p>ドライクリーニングができます。</p> <p>P パークロロエチレンなど の溶剤を使用します。</p> <p>F 石油系溶剤を使用します。</p> <p>ドライクリーニング はできません。</p> <p>NEW ウェットクリーニングの記号</p> <p>W ウェットクリーニングができます。</p> <p>W ウェットクリーニング はできません。</p>

新しい洗濯表示記号

—平成28年12月1日以降に表示する記号—

表1 洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190		・液温は95°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
170		・液温は70°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
160		・液温は60°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
161		・液温は60°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
150		・液温は50°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
151		・液温は50°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
140		・液温は40°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
141		・液温は40°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
142		・液温は40°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
130		・液温は30°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
131		・液温は30°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
132		・液温は30°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
110		・液温は40°Cを限度とし、手洗いができる
100		・家庭での洗濯禁止

表2 漂白処理

番号	記号	記号の意味
220		・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白処理ができる
210		・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。(事業者の任意表示)

考えられる付記用語の例: 「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」 など

表3 タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥処理ができる(排気温度上限80°C)
310		・低い温度でのタンブル乾燥処理ができる(排気温度上限60°C)
300		・タンブル乾燥禁止

表4 自然乾燥※

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表5 アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度200°Cを限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度150°Cを限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度110°Cを限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

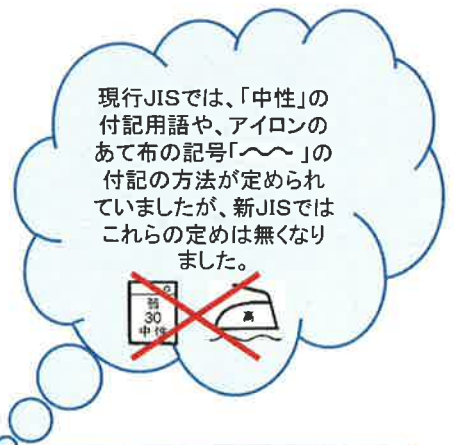
表6 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
620		・パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
621		・パークロロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
610		・石油系溶剤によるドライクリーニングができる
611		・石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
600		・ドライクリーニング禁止

表7 ウエットクリーニング※

番号	記号	記号の意味
710		・ウエットクリーニングができる
711		・弱い操作によるウエットクリーニングができる
712		・非常に弱い操作によるウエットクリーニングができる
700		・ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。



現行JISでは、「中性」の付記用語や、アイロンのあて布の記号「〜」の付記の方法が定められていましたが、新JISではこれらの定めは無くなりました。

平成28年11月30日までの洗濯表示記号

表1 洗い方(水洗い)

番号	記号	記号の意味
101		液温は、95°Cを限度とし、洗濯ができる。
102		液温は、60°Cを限度とし、洗濯機による洗濯ができる。
103		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機による洗濯ができる。
104		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗い※がよい。
105		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗い※がよい。
106		液温は、30°Cを限度とし、弱い手洗い※がよい。(洗濯機は使用できない)
107		水洗いはできない。

※弱い手洗いには振り洗い、押し洗い及びつかみ洗いがあります。

表4 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
401		ドライクリーニングができる。溶剤はパークロロエチレン又は石油系のものを使用する。
402		ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系のものを使用する。
403		ドライクリーニングはできない。

表5 絞り方

番号	記号	記号の意味
501		手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は、短時間で絞るのがよい。
502		絞ってはいけない。

表2 塩素漂白の可否

番号	記号	記号の意味
201		塩素系漂白剤による漂白ができる。
202		塩素系漂白剤による漂白はできない。

表3 アイロンの掛け方

番号	記号	記号の意味
301		アイロンは210°Cを限度とし、高い温度(180から210°Cまで)で掛けるのがよい。
302		アイロンは160°Cを限度とし、中程度の温度(140から160°Cまで)で掛けるのがよい。
303		アイロンは120°Cを限度とし、低い温度(80から120°Cまで)で掛けるのがよい。
304		アイロン掛けはできない。

表6 干し方

番号	記号	記号の意味
601		つり干しがよい。
602		日陰のつり干しがよい。
603		平干しがよい。
604		日陰の平干しがよい。

参考

現行JISにある絞り方の に相当する記号は新JISに無いため、新JIS表示では、必要に応じて「弱く絞る」などの付記用語で表示されることになります。

また、 は、自然乾燥記号におけるぬれ干しの記号()においてその意味を含んでいます。